

「山陽小野田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について」追加上程の経過

令和元年6月14日 「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を  
図るための関係法律の整備に関する法律」公布

\*施行期日 地方公共団体の条例等又はその他関係機  
関の規則等の整備が必要なもの → 原則として公布  
の日から6月

令和元年11月19日 総務省自治行政局住民制度課長から各都道府県総務部  
長へ「印鑑登録証明事務処理要領の一部改正について  
(通知)」

令和元年11月21日 山口県総合企画部市長課長から各市町住民基本台帳担  
当課長へ「印鑑登録証明事務処理要領の一部改正につ  
いて(通知)」

令和元年11月22日 市民課受付 条例改正作業

令和元年12月14日 「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等  
を図るための関係法律の整備に関する法律」施行に伴  
う国の印鑑登録証明事務処理要領の一部改正施行